

第1条 競技会の定義および組織

本競技会2009年JAF(JMRC北東北・南東北)東北ジムカーナ選手権第3戦・第4戦は、国際自動車連盟(FIA)の国際モータースポーツ競技規則及び同付則、日本自動車連盟(JAF)の国内競技規則同付則、2009年日本ジムカーナ・ダートトライアル選手権規定、スピード行事競技開催規定、そして本競技会特別規則書に従い準国内格形式競技として開催される。

第2条 競技会の名称

みちのくハイスピードジムカーナ

☆2009年JAF東北ジムカーナ選手権第4戦

JMRCオールスター選抜大会

2009年JMRC北東北ジムカーナシリーズ第3戦

2009年6月14日

第3条 競技種目

ジムカーナ

第4条 競技会の格式

JAF公認準国内格形式競技 No 2009-6015

第5条 開催日程

2009年 6月14日(日)

第6条 競技会開催場所

新協和カートランド

公認No 2009-1-0501

〒 019-2412

秋田県大仙市協和荒川旧荒川鉱山跡

TEL / FAX 018-894-2425

第7条 オーガナイザー

JAF加盟クラブ みちのくレーシングクラブ・スポーツ(MRC'S)

代表者 飯塚 信男

〒024-0004 岩手県北上市村崎野 15-534-23

TEL 0197-66-2742 FAX 0197-66-2742

事務局 照井 拓

第8条 組織委員会

組織委員長 伊藤 雅樹(MRC'S)

組織副委員長 伊藤 正徳(MRC'S)

組織委員 吉田 浩一(MRC'S)

組織委員 野村 裕克(MRC'S)

第9条 競技会主要役員

審査委員長 鎌田 英告(TARONPE)

審査委員 飯塚 信男(MRC'S)

競技長 照井 拓(MRC'S)

コース委員長 坂本 義彦(MRC'S)

計時委員長 伊藤 雅樹(MRC'S)

技術委員長 照井 拓(MRC'S)

救急委員長 伊藤 正徳(MRC'S)

事務局長 吉田 浩一(MRC'S)

第10条 参加申し込み・費用・期間

1)申込先

〒024-0004

岩手県北上市大通り 日本郵便 北上支店止め

みちのくレーシングクラブ・スポーツ事務局

照井 拓 又は 吉田 浩一

TEL 0197-63-4013

E-mail k-yoshi@so-net.ne.jp ito-mj@jmrct-g.com

2)参加受付期間

5月 27日(日)～6月 10日(水)必着

3)提出書類

所定の参加申し込み用紙 改造申告書に必要事項を記入し署名捺印し

以下の参加料を添えて期間内に申し込む事。

4)参加料(現金書留・郵便振替)

※ドライバーの施設入場料及び昼食含む。

¥ 14,000-(JAF選手権クラス)

¥ 11,000-(JMRCシリーズクラス)

5)クローズドクラス ¥8,000-(仮会員費含む)

③締め切りまでに参加料を納めない場合は延滞金 ¥1,000-を徴収

第11条 競技タイムスケジュール

受付…………… 6:30～7:30

公式車検…………… 7:00～8:00

慣熟歩行…………… 7:30～8:30

ドライバーズブリーフィング…………… 8:35～8:50

第1ヒートスタート…………… 9:00～

慣熟歩行…………… 1ヒート終了 5分後～ 45分

第2ヒートスタート…………… 慣熟歩行終了後 10分後～

表彰式…………… 正式結果発表後

第12条 サービス員、サービスカー、積載車

1)サービス員の登録は不要とするが、施設入場料は自己負担とする。

2)サービスカーの登録は、参加車両1台に1台までとする。

3)サービスカーは1BOXまでとする。

4)登録したサービスカーは、パドック内のオーガナイザーが指定した駐車スペースに置くこと。

5)積載車は、オーガナイザーが指定した駐車スペースに置くこと。

第13条 その他の事項

1)公式通知の掲示場所…パドック内掲示板

2)ドライバーズブリーフィング……コース内 本部前

3)ドライバーの服装はスピード行事競技開催規定に従う事。

第14条 競技の参加制限

1)最大参加台数は原則として制限しない。

第15条 参加車両・選手権部門およびクラス区分

2009年度JAF国内競技車両規則に合致した車両で尚且つ

2009年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第11条及び第12条に従う。

選手権クラスN1～4、SA1～3、SC、D

JMRCシリーズクラスB1(1000cc未満の車両)、B2(1601cc以上の前輪駆動車両)、B3(1601cc以上の後輪駆動車)、B4(1601cc以上の4輪駆動車、

P(2009年度JMRC南東北シリーズのP車両)、CD、CL

第16条 参加資格

2009年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第13条に従う。

クローズドクラス参加者は当クラブ所属員及び臨時クラブ員とする。

第17条 車両変更

2009年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第25条に従う。

第18条 信号合図

2009年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第29条に従う。

第19条 順位の決定

2009年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第30条に従う。

第20条 競技の成立、延期、中止、短縮

2009年ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第31条に従う。

第21条 参加受理

1)参加受理・不受理通知はEメールにて行う。

アドレスを記入しない場合は通知が不可能です。不受理の場合はその旨を通知する。

※メールアドレスは本人が確認出来る環境であれば本人のものでなくても可。

2)正式受理後の参加料は競技会を中止した場合を除き返金されない。

第22条 一般安全規定

2009年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第32条に従う。

パドック内において行う行動、作業等は充分安全に留意し、自己の責任で行うこと。

第23条 リタイヤ

リタイヤした後の車両の処置については競技役員に指示を仰ぐこと。

第24条 計時

スピード行事開催規定第14条に従う。

光電管使用、バックアップとして自動計測器または、2個以上のストップウォッチを使用し1/100まで計測し平均タイムを成績とする。

第25条 失格規定

下記の項目に該当する場合は競技会審査委員会の裁定により失格となる場合がある。

- 1) 競技役員の重要な指示に従わなかった場合。
- 2) 不正行為を行った者。
- 3) コースアウト等で他人、施設などに重大な損害を与えた場合。
- 4) 車両保管中、申告なしに競技車両を持ち出したり、修理した場合。

第26条 賞典

全クラス1位～3位JAFメダル

全クラス1位～6位副賞

賞典の制限(出走台数)

選手権クラス

5台・・・2位、6～7台・・・3位、8～9台・・・4位、10～11台・・・5位、12台～6位

JMRCシリーズクラス

3台・・・1位、4～5台・・・2位、6～7台・・・3位、8～9台・・・4位、

10～11台・・・5位、12台～6位

第27条 遵守事項

2009年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第33条に従う。

- 1) すべての参加者は明朗かつ公正に行動し、放言を慎み、スポーツマンシップに乗っ取ってマナーを保たねばならない。
- 2) 競技中または競技に関する業務に就いているときには、薬品等によって精神状態を偽ったり、飲酒してはならない。
- 3) オーガナイザーや大会後援者・競技役員・競技会審査委員会の名誉を傷つけるような言動をしてはならない。
- 4) すべての競技運転者は、競技会に有効な保険に加入することを強く推奨する。(JMRC共済会お見舞い金1000万円上限)
- 5) 競技ドライバーは、全員表彰式に出席すること。

第28条 損害の補償

- 1) 参加者・競技運転者は参加車両及び付属品の損害、盗難、紛失等の被害および会場の施設、器物を破損させた場合の補償など、理由の如何に関わらず各自が責任を負わなければならない。

- 2) 参加者・競技運転者・サービス員・ゲストはJAFおよびオーガナイザー・大会役員・競技役員・大会雇用人が、一切の損害賠償責任を免除されていることを承認しなければならない。大会役員・競技役員が、その任務遂行に起因するものであっても、参加者・競技運転者・サービス員・ゲスト・観客・大会関係者の負傷、死亡、車両損害に対して一切の損害賠償を負わないものとする。

第29条 抗議

参加者は、自分が不当に処遇されると判断した場合、国内競技規則

第12条に従い、抗議する権利を有する。

- 1, 抗議を行う時は、必ず文章により理由を明記し署名の上、国内競技規則に規定する抗議料20, 300円を添えて競技長又は競技長補佐に提出すること。
- 2, 抗議が正当と裁定された場合抗議料は返却される。
- 3, 抗議により車両の分解検査に要した費用は、その抗議が正当と裁定されなかった場合は抗議提出者、正当と裁定された場合は抗議対象者が負担する。その際に要した分解整備等の費用は競技会技術委員長が算定する。
- 4, 審判員の判定及び計測装置の位置、精度に関する抗議は出来ない。
- 5, 競技会審査委員会の裁定は、抗議者に宣告される。

第30条 抗議の制限時間

抗議の制限時間は、下記の通りとする。

- 1, 競技会技術委員の決定・・・・・・・・・・・・ 決定直後
- 2, 競技中の過失・反則・・・・・・・・・・・・ 競技終了後 30 分以内
- 3, 成績の発表・・・・・・・・・・・・ 暫定結果発表後 30 分以内

上記以外の制限時間は、JAF国内競技規則に準拠する。

第31条 本統一規則の施行並びに記載されていない事項

- 1, 本統一規則書は、本競技会に適用される物で参加受付と同時に有効となる
- 2, 本統一規則書に記載されていない事項に関しては、JAF国内競技規則書とその付則に準拠する。
- 3, 本統一規則書発行後、JAFにおいて決定され公示された事項は全ての規則に優先する。

JAF公認 2009-6015

準国内競技

GYMKHANA

CHAMPIONSHIP

2009年 JAF東北ジムカーナ選手権 第4戦
2009年 JMRC北東北ジムカーナシリーズ
第3戦

REGULATION

みちのくハイスピードジムカーナ

競技開催日

2009年 6月 14日(日)

主催

みちのくレーシングクラブ・スポーツ

(M R C ' S)

公認

日本自動車連盟 (JAF)

協力

新協和カートランド

JMRC東北 ジムカーナ部会

協賛

(株) ダンロップファルケン東北

(株) みちのくジャパン

(株) ジェームス岩手

別 紙

新設クラスの目的

参加人口の減少が続いているジムカーナ競技において、コストのかからない車両が参加できるクラスを新設し、競技会を盛り上げていく為の試みとするものである。

S1500 クラス車両規定

JAF 国内競技車両規則のスピードN車両規則に従った、自動車登録番号標を有する車両（ナンバー付き車両）とする。ただし、次の規定を必ず満たすこと。

- ① 排気量 1500cc の自然吸気エンジン（NA エンジン）とする。
- ② 駆動方式 前輪 2 輪または後輪 2 輪のいずれかを駆動する 2 輪駆動とする。
- ③ 車両本体価格 180 万円以下とする。
- ④ 最終減速比 変更は許されない。
- ⑤ フライホイール 変更は許されない。
- ⑥ エアコン 装着およびその機能を維持していること。
- ⑦ タイヤ セミレーシングタイヤの使用を禁止する。競技に使用できるタイヤの幅は 185mm までとする。（競技会場内）
 - * タイヤメーカーがセミレーシングタイヤとして販売している以外のタイヤでも S タイヤに準ずると判断された場合、使用を禁止する場合がある。
- ⑧ 参加制限 自動車検査証の初年度登録年月より 7 年経過した車両は参加できない。ただし、7 年経過後も国内生産（同一車両型式）されていれば、生産終了日の年末まで参加できる。

K クラス

自動車登録番号標を有する車両（ナンバー付き車両）とする。ただし、次の規定を必ず満たすこと。

- ① いわゆる軽自動車（黄色ナンバーの車両）。
- ② セミレーシングタイヤの使用を禁止する。（競技会場内）
 - * タイヤメーカーがセミレーシングタイヤとして販売している以外のタイヤでも S タイヤに準ずると判断された場合、使用を禁止する場合がある。